

# 都市と農山漁村との交流事業を行う団体を募集します！

— 農山漁村活性化応援事業募集のご案内 —



豊かな自然や、特産品など様々な地域資源を有する農山漁村の魅力を活かし、都市部との継続的な交流の取組を企画・実施するNPO法人や大学研究室等の団体を募集します！

農山漁村のファンや応援団を増やし、地域の元気づくりを進めるために協力してください！

## 補助内容

補助対象者	<b>NPO法人、農村集落活性化支援団体、大学研究室、学生グループ等</b> 〔兵庫県の農山漁村のもつ地域資源を活用し、農山漁村と都市住民等との相互交流による地域活性化を図る法人又は任意団体。〕
対象活動	<b>農山漁村と都市住民等の相互交流による活動</b> 【取組例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農作業支援・体験（定植、収穫、草刈りなど）</li><li>・ 集落景観維持活動支援（清掃活動、環境保全活動）</li><li>・ イベント参加（収穫祭、コスモス祭など）</li><li>・ 農作物販売（購買）活動（都市部での販売、買い支え）</li><li>・ 特産品加工体験（そば打ち、ジャム加工など） など</li></ul>
補助対象経費	上記活動を行うために必要な経費 * 補助金交付決定後に生じた経費に限ります。 * 飲食費、備品購入費などは、補助金の対象外になるなど、用途には一部制限があります。
補助率	定額
補助額	<b>1事業あたり上限25万円</b> （5万円単位の額とし、端数は切り捨て）
補助期間	交付決定日（令和4年4月下旬予定）から令和5年3月31日まで <u>※ 当該年度から3カ年の計画を作成し活動することを条件とします。</u> <u>補助は初年度のみ。</u>
募集事業数	10事業（予定）
応募方法	応募書類を記入し受付期間内にご提出ください。（詳しくは裏面） <b><u>※ 受付期間：令和4年3月22日（火）～4月8日（金）</u></b>
審査方法	4月中旬予定の審査会（オンラインで実施予定）でプレゼンテーションを行っていただき、採択の可否を決定します。

## 応募方法

### <応募受付期間>

令和4年3月22日（火）～4月8日（金）まで

### <提出先・問合せ先>

兵庫県 農政環境部 農政企画局 総合農政課 楽農生活室 楽農生活班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1（兵庫県庁 1号館 6階）

電話 078-341-7711 代表（内線 3934）

メールアドレス：rakuno@pref.hyogo.lg.jp

### <提出書類・方法>

応募書類を提出先へ郵送（令和4年4月8日の消印有効）、持参又はメールで送信してください。（持参の場合は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。）

#### [応募書類 ※①～③の全て提出、④は必要に応じて提出]

①農山漁村活性化応援事業 申請書

②農山漁村活性化応援事業 計画書

下記の URL からダウンロードできます。

③応募団体及び農山漁村部・都市部で活動を行う団体（以下「活動団体」という。）

の定款・規約、役員名簿等団体の概要がわかる書類

④その他、応募団体及び活動団体がこれまでに行ってきた農山漁村活性化の取組内容が分かる書類（必要に応じて提出してください。）

URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk03/nousangyoson.html>

又は、**農山漁村活性化応援事業** で検索

## 審査

・4月中旬に行う予定のプレゼンテーション審査により、採択の可否を決定します。

〔 計画の妥当性、継続性、発展性、独自性、対象経費の適切さ、期待される効果  
などを審査します。 〕

・採択にあたっては、条件を付す場合があります。

## 情報交換会

令和5年2月頃に、採択団体同士の交流を目的とした情報交換会を開催します。

採択団体は原則、ご出席いただく必要があります。

## 注意事項

- ・本事業により補助を受ける活動と同一の活動で、国・県・市町等から重複して助成を受けることはできません。当該事実が判明した場合は、補助金交付決定の取消し、又は補助金の返還を求めることがあります。
- ・事業完了後30日以内、又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出していただきます。
- ・事業完了後、実績報告書の内容について、事業計画との整合や補助対象経費を確認の上、補助金額を確定し、請求に基づき指定口座へ補助金を支払います。
- ・ただし、必要な場合は概算払い（前渡金）として、お支払いすることも可能です。概算払い（前渡金）の請求には、別途、資金計画表及び請求書の提出が必要です。
- ・本事業は令和4年度予算成立が前提となります。予算成立までの過程で内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。